

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		生活関連物資に係る緊急措置
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		さいたま市消費生活条例
条 項		第20条
所 管 課		市民局 市民生活部 消費生活総合センター (電話：048-645-3002)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	未設定：(天候不順や災害、国際情勢の影響等により、生活関連物資に緊急な事態が生じた際に、不適正な価格設定、買占め、売り惜しみが確認された場合、当該生活関連物資に係る事業者に対し、是正勧告をすることができるかと定めているが、その判断については、物資の特殊性や需給関係など事案ごとに判断する必要があることから、基準を設定することは難しい。)
備 考		